

申請書類一覧表(物品・サービス)

*注意1

番号	申請書類	内 容	法人	個人
1	明石市競争入札等参加資格 審査申請書受付票	様式 物品1	○	○
2	明石市競争入札等参加資格 審査申請書	様式 物品2-1、物品2-2、物品2-3 ※物品とサービスを別々に申請することは不可。 (希望業種欄において混在は可)	○	○
3	登記簿謄本 *注意2	商業登記簿	○	×
	住民票 *注意2	代表者住民票	×	○
4	納税証明書 *注意2・3	国 法人税	○	×
		申告所得税	×	○
		消費税及び 地方消費税	○	○
		市 明石市税完納証明書(市民税課等で取得) (市内に本店を有するか、市内の支店等に権限を委任 しているとき) ※様式物品6	△	△
5	営業に関し法律上必要とする 登録等の許可書又は証明書	希望される業務で、法律上必要とする登録等の証明 等(別紙「営業に必要な許可・登録の例」を参照)	△	△
6	財務諸表	「貸借対照表」及び「損益計算書」・・・最新1年分(個 人事業者は、所得税確定申告書・決算書の写しで 代用することができます。税務署の受付印のあるも の。電子申告の場合には、申告したデータと受信通 知を印刷したもの。)	○	○
7	事業所確認書	様式 物品3 (市内に本店を有するか、市内の支店等に権限を委任してい る場合のみ提出)	△	△
8	誓約書	様式 物品4	○	○
9	社会保険等加入状況申告書 兼誓約書 (サービス部門希望者のみ)	様式 物品5 「加入」にチェックした場合は、チェックした「確認・添付書類」 の写しの提出が必要	△	△
10	返信用封筒(110円切手貼付)	会社住所、会社名を記入し、110円切手を貼付した 「長3封筒」(定形で郵送できる返信用封筒)	○	○

(注意)

- 1 ○・・・提出を必要とするもの。 △・・・該当する場合のみ提出を必要とするもの。 ×・・・提出を必要としないもの。
- 2 各証明書は、**市の申請書受付日の属する月の前月の1日以降に発行されたもの**に限ります。(複写機による鮮明な写しをもって代用可、登記簿謄本については両面コピー可)

(その他)

代金支払等に使用する振込口座を登録・変更・廃止する場合には、別途債権者登録申請書を会計室宛てに申請してください。また、上下水道局の代金等支払については、口座振込登録申請書を上下水道局経営担当宛てに申請してください。

【明石市税の完納証明書の提出についてのお願い】

※ 明石市内に本店を有する場合(市内業者)、もしくは明石市内の支店等に権限を委任している場合(準市内業者)に提出が必要です。

1 証明の申請に必要なもの

- ・ 完納証明書交付申請書 ((1)注意事項①参照)
- ・ 窓口に来られる方(申請者)の本人確認書類(運転免許証等) ((1)注意事項②参照)
- ・ 代理人による申請の場合は、委任状 ((1)注意事項③参照)
- ・ 申請日までの**1か月以内**に市税を納めた場合、領収日付印の押印された領収証書等の写し
((1)注意事項④参照)
- ・ 手数料 1件300円

(1) 注意事項

- ① 完納証明書交付申請書について ※物24ページの記載例を参照してください。
 - ・ **物24ページ**の完納証明書交付申請書を使用して申請してください。
 - ・ 法人の場合は、法人代表者印を押印してください。
- ② 法人代表者が申請される場合は、法人代表者であることがわかる書類(登記事項証明書、名刺など)も必要です
- ③ 委任状について ※物25ページの記載例を参照してください。

次の場合は、委任状が必要です。

 - ・ 法人の証明を代表者以外が申請する場合
※会社(本社・本店)の所在地、名称、代表者名及び法人代表者印を押印してください。
 - ・ 個人の証明を本人または市内居住で同一世帯員の親族以外が申請する場合
- ④ 納付の確認について
 - ・ 口座振替の場合は、引落しになった旨が記載されている通帳を持参してください。
 - ・ 納付の確認ができない場合、完納証明書は発行できません。
- ⑤ 本店又は支店等のどちらかの証明が必要か分からない場合は、事前に財務室契約担当へお問い合わせください。

2 受付窓口について

受付窓口	受付時間	
市役所市民税課(西庁舎1階 ③番窓口)	平日 8時55分～17時40分	※各関係課へ確認作業を伴う場合がありますので、 17時15分までにお手続きをお願いいたします。
あかし総合窓口	平日 9時00分～17時40分	
大久保、魚住、二見の各市民センター	平日 8時55分～17時15分	
西明石サービスコーナー		